

# 院内がん登録について

## 院内がん登録とは？

がんと診断された患者さんのデータを病院として集積し、がん診療の実態を明らかにするしくみです。「がん登録等の推進に関する法律（平成25年法律第111号）」では、がん診療に重要な役割を担う施設での努力義務とされています。

院内がん登録は法律に基づき各施設で実施され、毎年、国立がん研究センターに氏名などの個人識別情報を削除した上で提出、全国の病院における診療件数などの集計が報告書として公表されています。

## がん情報の二次利用について

国立がん研究センターに提出された院内がん登録データは報告書を作成するだけでなく二次利用として下記のとおり利用されます。

- ①データのより詳細な集計や研究解析を行って実態を検討
- ②全国規模で対象を選び病院からアンケートをお送りして意見を伺うなどの活動を通じて、国全体で、がん診療の質の向上、がん対策に役立てられます。

## 二次利用の拒否（オプトアウト）について

がん情報の二次利用については拒否（オプトアウト）の機会が提供されています。もし自分に関する情報が二次利用に使われたくない場合は当院の窓口（医療秘書課）へお申し出ください。また、以下の点についてご理解のほどお願いします。

- ①二次利用拒否の申出に対応できるのは、当院から国立がん研究センターへ提出されたデータ分のみとなります。他院に受診されてその施設からのデータ提出分も拒否をされる場合は、当該施設に対しても別途申出が必要となります。
- ②現在行っている解析課題は国立がん研究センターのホームページで閲覧可能です。
- ③既に匿名化されて国立がん研究センターから利用者へ提供されたデータは、追跡不可能なため削除できません。

オプトアウトを申出されたことにより、患者さんの診療に影響することは一切ありません。院内がん登録の制度自体について、ご不明点などございましたら、国立がん研究センターのホームページをご確認ください。

国立がん研究センターホームページ（QRコードからも確認出来ます。）



<https://ganjoho.jp/public/index.html>

【お問い合わせ先】

〒070-8530

北海道旭川市曙1条1丁目1番1号

旭川赤十字病院 医療秘書課

TEL0166-22-8111（内線1402）

皆様のご理解とご協力の程  
よろしくお願い申し上げます

